

## 独立行政法人改革の経緯及び直近の取組状況について

### <自公政権下>

#### 平成13年1月6日 独立行政法人制度の発足

行政の企画立案部門と執行部門を分離し、執行部門に法人格を与えることにより業務の効率性と質の向上を図るという目的のもと、自律性、自主性及び透明性を備えた法人制度として創設<独立行政法人通則法の施行>

#### 平成16年12月24日 行政改革推進本部決定

「平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて」

平成17年度末までに中期目標期間が終了する法人のうち、32法人について見直し方針を決定。

- ◇消防研究所の廃止等により見直し対象の32法人を22法人に再編
- ◇新たに約8,300人の職員の身分を非公務員化
- ◇各法人について事務・事業の廃止、重点化、民間移管等を推進

#### 平成19年6月19日 閣議決定「経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～」

##### ●独立行政法人等の改革

現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と整合的なものとなっているか等について、原点に立ち返って見直す。

- ◇見直し3原則 ①「官から民へ」原則、②競争原則(法人の業務独占は民間開放できない法人、事務・事業に限定)、③整合性原則(公務員制度改革など他の改革との整合性の確保)
- ◇平成19年を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定

#### 平成19年12月24日 閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」

##### ●事務・事業及び組織の見直し

法人の削減 101法人 → 85法人(廃止・民営化等6法人、統合16法人)、342の事務・事業の見直し。

##### ●横断的事項の見直し

- ◇業務運営の効率化 随意契約の見直し、保有資産の見直し、官民競争入札等の適用、給与水準の適正化等
- ◇業務運営の自律化 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備、国から独法への財政支出の削減

平成20年4月25日「独立行政法人通則法一部改正法案及び整備法案」を提出  
→平成21年7月21日に**廃案**

平成21年12月25日、本閣議決定を当面**凍結**

## <民主党政権下>

### 平成22年12月7日 閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」

#### ●事務・事業の見直し

全法人の全ての事務・事業を精査し、事業の廃止や不要資産の国庫納付など各独法が取り組むべき事項として765件とりまとめ。

#### ●横断的事項の見直し

不要資産の国庫納付、事務所等の見直し、取引関係の見直し等。

### 平成24年1月20日 閣議決定「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」

#### ●組織の見直し

法人の削減 102法人 → 64法人(廃止4法人、国移管4法人、民営化等7法人、35法人を統合)

#### ●制度の見直し

事務・事業の特性に着目し「中期目標行政法人」と「行政執行法人」に分類、各法人を事務・事業の特性に着目して類型別に分け、それぞれ最適なガバナンスを構築、監事機能の強化等による内部ガバナンスの強化等。

平成24年5月11日「独立行政法人通則法一部改正法案及び整備法案」を提出  
→平成24年11月16日に**廃案**

平成25年1月24日、本閣議決定を当面**凍結**

## <現政権下>

### 平成25年6月5日 行政改革推進会議における中間的整理

- 独立行政法人改革に関する有識者懇談会において、①PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築、②法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入、③財政規律、報酬・給与の見直し及び情報公開の充実、④法人の事務・事業の特性を踏まえた法人の整理と類型化等、制度面を中心に中間とりまとめ。これを第3回行政改革推進会議に報告、御議論いただき、中間的整理とされた。

※上記会議において、安倍総理から、「中間的整理を踏まえ、年末に向けて、組織の見直しなど更に検討を進める」旨の指示がなされた。

### 平成25年6月14日 閣議決定「経済運営と改革の基本方針」(抄)

「独立行政法人改革については、行政改革推進会議における中間的整理を踏まえ、平成27年4月からの改革実施を目指して、必要な法制上の措置を早期に講ずるものとする。」

# 独立行政法人改革に関する中間的整理の概要

## (平成25年6月5日第3回行政改革推進会議)

### 基本的考え方

- 第1次安倍内閣時の改革を推進・加速。
- 独法本来の趣旨(行政本体:企画立案部門、独法:実施部門)に立ち返り、スリム化・効率化。「民でできることは民で」の視点を貫徹。
- 各法人の長の差配の下、自主性を発揮しながらその特性に応じ機動的、弾力的な業務運営。そのため、企業の経営手法を最大限導入。

### 具体的な見直し

#### ①PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

各法人内での自律的なPDCAサイクルに加え、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルを強化するため、主務大臣が法人に的確かつ明確な目標を付与し、業績評価を行うとともに、第三者が外部から点検する仕組みを導入する。

#### ②法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

監事の機能強化など内部規律の充実を図るとともに、主務大臣によるガバナンスを整備することにより、効率的かつ迅速適正な業務運営を実現する。

#### ③財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実

予算の透明性・説明責任を向上させるとともに、自己収入増加や経費節約へのインセンティブが機能するよう見直す。また、給与水準の適正化や業績評価の給与への反映の促進、情報公開の充実を図る。

#### ④法人の特性を踏まえた法人の整理と類型化

「民でできることは民で」という基本的考え方に立ち、組織の在り方を見直すこととし、廃止、民営化、他の主体への業務移管などを検討する。

法人の特性等を踏まえ、中期目標管理を行う法人(一定の自主性・自律的裁量、3～5年の中期目標)と単年度管理を行う法人(国との密接な連携、年度目標)に分類し、各分類に則したガバナンスを構築する。

更に中期目標管理を行う法人については、事務・事業の特性を踏まえて類型化し、各法人共通の規律を前提とした上で、法律上の措置のみならず、運用面まで含めた類型ごとの規律を構築することにより、政策実施機能を最大限向上させるとともに、組織ガバナンスの強化を図る。